

東京都市計画特別工業地区の変更（杉並区決定）

変更概要

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
特別工業地区	約 20.9 ha (20.8)	杉並区特別工業地区建築条例 (平成 15 年 12 月 8 日杉並区条例第 44 号) 〔規制の概要〕 住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、居住環境の保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び規模による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う。
合計	約 20.9 ha (20.8)	

種類	変更前面積	変更後面積	備考
特別工業地区	約 20.8 ha	約 20.9 ha	地理情報システム (GIS) により計測した結果、面積を変更する。位置及び区域の変更はない。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由 : 用途地域の変更に伴い、特別工業地区の面積を変更する。